

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 2 条第 2 項に規定する特定空家等について、同法第 22 条第 3 項の規定による措置を命ぜられる者を知ることができないため、同条第 10 項の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和 6 年 5 月 10 日

新潟市長 中原 八一

1. 当該特定空家等の所在地等

所在地 新潟市東区河渡 3 丁目己 130 番地 3（地番）
構造・規模 木造瓦葺き平屋建て
延べ面積 約 90 m²

2. 措置を命ぜられるべき者が行うべき措置の内容

建物の除却、樹木の伐採

3. 2 の措置が必要となる理由

屋根及び外壁の劣化が進んでおり、瓦の落下や屋根の崩壊等により、通行人等に被害を及ぼす恐れが高い。このことが、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れがある状態に該当するため。

4. 措置の期限

令和 6 年 7 月 23 日

5. 動産等の取り扱い

当該特定空家等の内部及びその敷地に存する動産等については、4 の期限までに搬出し、適切に処分等すること。

6. 新潟市長による措置

4 の期限までに 2 の措置が行われない場合は、措置を命ぜられるべき者の負担において、新潟市長又はその命じた者若しくは委任した者が、建物の除却及び動産等の処分を行う。